

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年11月8日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先週から今週にかけ、様々な警察業務を視察し、職員との座談会にも出席した。改めて、警察の業務は多岐にわたっており、職員一人一人がしっかり問題意識を持って業務に従事していると感じたが、併せて、それを支えてくれている方々も沢山いるということを再認識した。また、座談会では、業務で失敗したときのリカバリーと飲酒事故防止をテーマとして話し合った。最後は、岩手県警察官として誇りを持つことが大事ということになるが、警察官として誇りを持って、頭からそれだけ言われてもピンとこない人もいると思う。実際の事例を踏まえ、頭で考えさせた上で、やってはいけないことをしてはならない、結局のところ、それが警察官としての誇りなんだと理解させた方が分かりやすいと思うし、この座談会の意義ではないかと思う。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 行政窓口の時間短縮化の本格運用について

警察本部から、「これまで、行政窓口の受付時間については、各県警とも概ね始業開始から午後5時又は終業までで実施してきたが、その一方、受理した案件を受付時間終了後に処理するという、必然的に超過勤務を伴う勤務形態が常態化する状況が続いていた。警察運営の合理化・効率化の観点から、各県警において行政窓口の時間短縮化の取組が進み、この結果、本年9月末現在で、34都府県で短縮化が行われている。このような情勢を踏まえ、当県警でも、超過勤務縮減とワーク・ライフ・バランスの推進と薄暮時間帯における外部活動の強化を目的として、本年1月から試行運用を開始していたが、今回、その試行状況を踏まえ本格運用へ移行するもの。

本格運用日は、令和6年1月4日からを予定しており、受付時間は午前9時から午後4時までとし、短縮前の受付時間から1時間45分の短縮となる。また、昼休み時間は、現在の受付状況、窓口担当職員へのアンケート結果、他県の運用状況等を踏まえ、原則として受け付けることとしている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「現在は、世の中全体でワークライフバランスに配慮した取組が進められている。初めは慣れない部分もあると思うが、次第に理解が進み、県民もそれに合わせた動きをと思う。引き続き警察もワークライフバランスに配慮した環境整備を推進していただきたい。」

○ 損害賠償請求事案に対する経過と今後の対応について

警察本部から、「本件は、平成31年1月に発生した職員の自殺事案に関し、上司のパワーハラスメント行為により精神疾患を発症し自殺に及んだものであり、公務と精神疾患の発症、自殺との間には相当因果関係が認められ、岩手県には賠償責任があるとして損害賠償請求された事案である。本件事案発生後、上司であった職員は、平成31年3月に同行為により処分を受け、その後、辞職している。令和2年12月には公務災害認定がなされ、令和4年7月に遺族代理人弁護士から損害賠償請求通知書の送達を受け、検討結果、和解の方針として相手方と示談交渉を進め、本年10月、示談合意に至った。今後、遺族に賠償を行うため、県議会12月定例会に議案提出する方針であるが、賠償を行うに当たっては、県警察の責任を認めた上で、なおかつ、ご遺族の心情にも配慮して、しっかりと説明責任を果たして参りたいと考えている。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「発生から今回の損害賠償請求までの間、警察本部として遺族に対してどのような対応を取っていたのか。」

→本部説明

「発生当時は、頻繁にご遺族方に赴き、当時の勤務状況や調査結果等をお伝えしていたが、その後は特段大きな動きがなく推移していた。しかし、ご遺族としては、その間も様々悩まれたり相談されたりして、今回の損害賠償請求に至ったものと理解している。」

《 委員発言 》

「本来支払う必要がなかったものを、補正予算で支払うこととなるため、議会に対してだけではなく、議会を通して県民に対する十分な説明が必要になる。遺族の心情にも配慮しながら丁寧な説明を行っていただきたい。また、日頃、座談会等で警察は、組織力が魅力だと話しているが、ハラスメントは、そのマンパワーで成り立っている警察の組織力を削ぐものであり、組織力が低下し、警察組織全体に悪影響を及ぼすものだというのを改めて教養してもらいたい。」

《 委員発言 》

「発生から4年経過し、ご遺族は日を追うごとに、自分たちを責めたり、なぜ我が子かという想いで大変辛かったと思う。議会に提案するため、賠償金等も公表されることとなるが、金額が一人歩きし、ご遺族がいない中傷等を受けることがないような配慮を心がけ、引き続きご遺族の気持ちに寄り添った対応をして欲しい。また、今回のことを学びとし、一人一人の人材を大切にしながら、今後二度と同様のことが繰り返されないよう、力強い警察としての体制をしっかりと構築して欲しい。」

→本部発言

「県警察においては、本件発生後、ハラスメント防止対策について、新しい訓令等の規定の策定や相談体制を強化した上、同様の事案の絶無に向け、繰り返し教養を実施している。」

【生活安全部議題】

○ 性被害防止相談室「トークルーム～a n o n e～」新規開設概要について

警察本部から、「トークルーム「a n o n e」は、岩手県警察と岩手県立大学が共同して、新規に開設する性被害防止相談室である。対象少年が「妊娠、出産、性感染症などの性の基本知識」や「性を対価とすることの危険性」、「自分を大切に感じる感覚」を学ぶことで、安全で健康的な性行動を選択する知識を涵養し、性被害を防ぐことを目的としている。本相談室の名称については、「大切なあなたの“性や体のことについて”、恥ずかしながら“あのね”と話してほしい。」という思いを込めており、岩手県立大学看護学部などに所属する助産師と警察職員が協力して、対象少年への性教育を実施する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「ネーミングもよく、このような相談ができる場を設置してもらえるとというのは、すごくありがたいことだと感じている。性に関し、自分を大切に感じる感覚を育てるといえるのは扱い方が非常に難しい。例えば、当県でも、出産して子供をそのまま放置して亡くしてしまう事案があったが、命の大切さや、一人で産むことの大変さ、恐ろしさ等、本当に大変なことが起きているのに、それを周囲の人が教えられないということは本当に悲しいと思っていた。また、妊娠するという事は必ず相手がいるのに、責められるべきは女性の方が多い。相手が全然見えない状況の中、一人で大変苦しんでいる人達がいる。困ったときに駆け込める場所であって欲しいと思うので、このような場を大切にしたい。」

【刑事部議題】

○ 岩手県知事・県議会議員等選挙違反取締本部における取締り結果について

警察本部から、「本年7月10日、県警本部及び県内16警察署に「事前運動取締本部」を設置し、同年8月7日、当該取締本部を「選挙違反取締本部」に切替え、違反取締りを強化してきたところであるが、同年10月31日をもって取締本部を解散した。検挙については、県議選における公職選挙法違反1件、警告については、県知事・県議会議員選挙に関するものを計51件警告しており、前回と比べると10件増加している。また、県知事、県議会議員選挙以外の本件違反取締本部における一般地方選挙については、検挙はなく、計17件警告している。今後とも、選挙が公正に行われ、県民の意思が正しく政治に反映されるよう、的確な選挙違反取締りを推進していきたいと考えている。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「警告の対象はどのようなものか。」

→本部説明

「例えば、文書掲示違反等に対し警告している。」

■個別会議

○ 県民課

犯罪被害者等給付金支給裁定申請の裁定についての説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 監察課

令和5年永年勤続警察職員表彰式における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁

監察課業務報告

○ 総務課

公安委員会あて苦情の処理についての説明、決裁

公安委員会あて文書の受理についての説明、決裁